

『当院で満たす施設基準及び加算に関する掲示』について

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

・外来 在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

当院では、勤務する職員の賃金改善を実施するため厚生労働大臣が定める施設基準に基づき「外来・在宅ベースアップ評価料」を算定しています。

※ 本加算は、医療機関に勤務する職員（医師、看護師、事務職員等）の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

・在宅医療 DX 情報活用加算 2

医師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）等を活用して計画的な医学管理の下に、訪問して診療を実施しています。マイナ保険証利用促進等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

・電子的診療情報連携体制整備加算 3

当院では診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を活用した診療を実施し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。

また、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。

・時間外対応体制加算 1

当院では継続的に受診されている患者様からの診療時間外の電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制を整えています。

時間外対応体制加算の時間外とありますが、これは時間外のクリニックの体制に関する加算であり再診料を算定する患者様が対象となり日中の診療時間中に受診した場合も算定されます